茨城県報　第１００９号

平成10年11月12日

木　曜　日

## 目　次

### 告　示

ページ

◉字の区域の変更（２件）（地方課）……1
◉保険医及び保険薬剤師の登録（２件）（保険課）……2
◉救急医療協力病院の指定取消し（医療整備課）……3
◉特別被害地域及び被害農業地域の指定（農業経済課）……3
◉特定漁業者の共済契約の締結の申込みの同意成立の届出（漁政課）……3
◉土地改良区の設立の認可（農地管理課）……3
◉農地保有合理化事業規程の承認（農地管理課）……4
◉道路の区域の変更（３件）（道路維持課）……4
◉道路の供用の開始（道路維持課）……5
◉土地区画整理組合の設立の認可（都市整備課）……6
◉土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市整備課）……6
◉土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市整備課）……6
◉換地処分の届出（土地改良事務所）……7
◉土地改良事業の適当決定（土地改良事務所）……7

### 公　告

◉特定漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起の届出（漁政課）……7
◉開発行為の工事完了（３件）（建築指導課）……8
◉道路の位置の指定（２件）（建築指導課）……8

## 告　示

**茨城県告示第1229号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により高萩市長から同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

大字赤浜字苅又作に変更する区域

中郷町日棚字宝　壺　　1597の１，1597の６

中郷町日棚字矢萩　　1764の6

同　字ヤハキ　　1764の11，1764の12，1766の3，1767の3，1767の5

同　字ヤハギ　　1765の4

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部

**茨城県告示第1230号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により北茨城市長から同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

中郷町日棚字宝壺に変更する区域

中郷町日棚字クリ作　　1655

中郷町日棚字矢萩　　1764の4，1764の8

中郷町日棚字ヤハギ　　1765の2，1765の3

中郷町日棚字大平　　1769の2

中郷町日棚字ヤハキ　　1762の2，1763の2，1764の1，1764の3，1764の5，1764の10，1766の2，1766の4，1766の5，1767の2，1768の2，1768の4，1768の5

大字赤浜字苅又作　　2071の11，2071の18，2095の7，2095の8，2096の5から2096の7まで，2097の2，2097の3，2100の74から2100の77まで，2100の128，2100の129，2100の177

及びこれらの区域に隣接介在する道路，水路である国有地の一部

**茨城県告示第1231号**

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により，次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

| 氏　名 | 登録記号番号 | 登録年月日 |
|---|---|---|
| 屋　嘉　育　男 | 茨医　11982 | 平成10年10月20日 |
| 盛　中　智　裕 | 茨薬　3359 | 平成10年10月19日 |
| 小　林　典　子 | 茨薬　3360 | 平成10年10月21日 |
| 梶　川　祐　子 | 茨薬　3361 | 平成10年10月21日 |
| 片　岡　澄　恵 | 茨薬　3362 | 平成10年10月21日 |
| 飯　塚　伸　泰 | 茨薬　3363 | 平成10年10月21日 |

**茨城県告示第1232号**

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により，次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

| 氏　名 | 登録記号番号 | 登録年月日 |
|---|---|---|
| 一　木　裕　美 | 茨薬　3364 | 平成10年10月22日 |
| 荒　井　和　美 | 茨歯　3262 | 平成10年10月27日 |

**茨城県告示第1233号**

次の救急医療協力医療機関については，その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第４条第１項第１号の規定による申出の撤回があったので，同規則第４条第２項の規定により告示する。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

| 名　称 | 所　在　地 |
|---|---|
| 渡　部　医　院 | 猿島郡総和町久能504 |

**茨城県告示第1234号**

茨城県農林漁業災害対策特別措置条例（昭和42年茨城県条例第20号）第２条第11号及び第３条第２項の規定により，特別被害地域及び被害農業地域を次のとおり指定する。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　特別被害地域

該当なし

2　被害農業地域

| 市町村名 | 区　域 |
|---|---|
| 守　谷　町 | 大字大木地区 |
| 茎　崎　町 | 全域 |

**茨城県告示第1235号**

小型川尻加入区に係る特定第２号漁業者の共済契約の締結の申込みについて，次の者から同意成立の届出があり，当該同意は，漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の２第２項に規定する要件に適合しているので，同条第５項において準用する同法第105条の２第４項の規定により告示する。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

発起人

日立市川尻町１－26－19　根　本　幸　男

日立市川尻町１－18－10　稲　田　　実

**茨城県告示第1236号**

茨城県西茨城郡岩瀬町大字岩瀬64番地２　岩瀬町役場内に事務所を置く泉川土地改良区の設立を，土地改良法（昭

和24年法律第195号）第10条第１項の規定により平成10年11月５日認可したから，同条第３項の規定により公告する。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

**茨城県告示第1237号**

美浦村農業協同組合の農地保有合理化事業規程については，農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第７条第１項の規定に基づき，平成10年11月５日に承認したので公告する。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　農地保有合理化事業の実施地域

美浦村（安中地区を除く。）における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条第１項の規定により指定された地域）の区域とする。

2　農地保有合理化事業の種類

１）農地売買等事業（貸借事業に限る。）

２）農地信託等事業

**茨城県告示第1238号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成10年11月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道路の種類　　一般国道

2　路　線　名　　245号

3　道路の区域

| 区　　間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延　長 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| ひたちなか市部田野字中西原1666番１地先から | 旧 | メートル<br>最大　67.0<br>最小　22.0 | メートル<br>560 | |
| ひたちなか市部田野字山崎3224番10地先まで | 新 | 最大　67.0<br>最小　27.5 | 560 | 現道拡幅 |
| ひたちなか市馬渡字下海道899番１地先から | 旧 | 最大　29.5<br>最小　23.0 | 1,210 | |
| ひたちなか市馬渡字大沼3025番18地先まで | 新 | 最大　33.0<br>最小　25.8 | 1,210 | 現道拡幅 |

**茨城県告示第1239号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成10年11月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　潮来佐原線

3　道路の区域

| 区　　間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延　長 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| 行方郡潮来町大字延方字堂津乙3798番から | 旧 | メートル | メートル | |
| 行方郡潮来町大字延方字西ノ東2846番3まで | 新 | 最大 120.0<br>最小 32.0 | 1,200 | バイパス新設 |
| 行方郡潮来町大字延方字西ノ東甲2854番から | 旧 | 最大 4.0<br>最小 4.0 | 1,610 | |
| 行方郡潮来町大字延方字延方前3807番1まで | 新 | 最大 50.0<br>最小 28.0 | 1,581 | 現道拡幅 |

**茨城県告示第1240号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成10年11月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　十王里美線

3　道路の区域

| 区　　間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延　長 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| 多賀郡十王町高原1099番3地先から | 旧 | メートル<br>最大 6.5<br>最小 5.5 | メートル<br>78 | |
| 多賀郡十王町高原1103番2地先まで | 新 | 最大 6.5<br>最小 5.5<br>最大 5.0<br>最小 3.5 | 78<br>82 | 迂回路設置 |

**茨城県告示第1241号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成10年11月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　路　線　名　　県道十王里美線
2　供用開始の区間　　多賀郡十王町高原1099番3地先から
　　多賀郡十王町高原1103番2地先まで
3　供用開始の期日　　平成10年11月12日

**茨城県告示第1242号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき笠間駅北土地区画整理組合の設立については，次のとおり認可したので同法第21条第3項の規定により告示する。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　組合の名称　　笠間駅北土地区画整理組合
2　事業施行期間　　平成10年11月12日～平成14年3月31日
3　施行地区　　笠間市大字笠間字御旗前，字権現，字森下の各一部
4　事務所の所在地　　笠間市石井2075番地2
5　設立認可の年月日　　平成10年11月12日
6　事業年度　　初年度は設立認可の日から平成11年3月31日まで
　　次年度からは4月1日から翌年3月31日まで
7　公告の方法　　事務所及び笠間市役所に掲示

**茨城県告示第1243号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき，千代田町向原土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので，同条第2項の規定に基づき次の通り告示する。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　理事に就任した者

| 職　名 | 氏　名 | 住　所 |
|---|---|---|
| 理　事 | 木村酉夫 | 千代田町下稲吉1467番地 |

2　理事を退任した者

| 職　名 | 氏　名 | 住　所 |
|---|---|---|
| 理　事 | 木村義一 | 千代田町下稲田吉1467番地 |

**茨城県告示第1244号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき常陸太田市東部南土地区画整理組合の事業計画の変更については，次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　事業計画を変更する組合
　組合の名称　　常陸太田市東部南土地区画整理組合

事務所の所在地　　常陸太田市金井町3690番

設立認可の年月日　　平成6年4月25日

2　公告すべき変更の内容

事業施行期間を「平成6年4月25日から平成12年3月31日まで」とする。

3　変更認可の年月日　　平成10年11月12日

**茨城県告示第1245号**

平成10年10月12日付け土土改第32号で認可した高須賀地区の更正換地計画については，真瀬土地改良区から換地処分した旨届出があったので，土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成10年11月12日

茨城県土浦土地改良事務所長　　川　島　時　雄

**茨城県告示第1246号**

下館市大字菅谷1664番地増田克己外37名から平成10年9月30日付けで認可申請のあった菅谷地区土地改良事業については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により平成10年10月23日適当と決定した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成10年11月12日

茨城県下館土地改良事務所長　　木　澤　英　雄

1　縦覧に供する書類

菅谷地区土地改良事業共同施行規約の写し

菅谷地区土地改良事業計画書の写し

2　縦覧の期間

平成10年11月13日から

平成10年12月11日まで

3　縦覧の場所

下館市役所

## 公　　告

**◉特定漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起の届出**

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により，次の者から小型川尻加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについて同意を求めるための発起の届出があったので，同条第3項の規定により公示する。

平成10年11月12日

茨城県知事　　橋　本　　昌

届出者

日立市川尻町1－26－19　　根　本　幸　男

日立市川尻町1－18－10　　稲　田　　実

**◉開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第３項の規定により公告する。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市大和田町字穴田694番２，695番３，696番，同番１，697番，698番１，同番４，703番，704番４，706番４，714番３

2　事業主の住所及び氏名

日立市大和田町627番地

常陸屋根材センター株式会社

代表取締役　宮　原　三　郎

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市野々井字波中1970番１，同番５，同番７

2　事業主の住所及び氏名

取手市白山八丁目１番15号

有限会社　柴﨑商会

代表取締役　柴　﨑　秀　一

柴　﨑　清　吉

**◉開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第４項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法附則第５項において準用する同法第36条第３項の規定により公告する。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡常北町大字石塚字前郷田698番７，同番９，699番３，700番１，同番５，701番１，同番２

2　事業主の住所及び氏名

愛知県豊橋市牟呂町字大塚75番地の１

林光土建株式会社

代表取締役　林　　東　吉

**◉道路の位置の指定**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成10年11月12日

茨城県知事　橋　本　　昌

| 指定番号 | 指定年月日 | 申請者 | | 道路の位置 | 道路の幅員及び延長 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 氏名 | 住所 | | 幅員 | 延長 |
| 北総建指令<br>第1288号 | 平成10年10月29日 | 石川　友彦 | 西茨城郡友部町<br>平町1645番地 | 西茨城郡友部町大字<br>平町字大沢1645番79<br>同番81，同番82，<br>同番83，同番84，<br>同番85 | メートル<br>4.20 | メートル<br>33.95 |

| 指定番号 | 指定年月日 | 申請者 | | 道路の位置 | 道路の幅員及び延長 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 氏名 | 住所 | | 幅員 | 延長 |
| 北総建指令<br>第1289号 | 平成10年10月29日 | 株式会社<br>平澤工務店<br>代表取締役<br>平沢　逸子 | 西茨城郡岩間町<br>下郷4441番地 | 西茨城郡友部町<br>大字鯉渕字十ノ割<br>6249番2<br>同番116，同番118 | メートル<br>6.00 | メートル<br>96.45 |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも1月 金　3，060円）
発行　茨　城　県
購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号
茨城県総務部総務課
電話番号　029（221）8111（代）